

ヘルスマイトの おしゃべりコーナー

Chatting

～子供たちの健康づくりのために！～

私たちヘルスマイトは、成人だけでなく子供たちのための健康づくり活動も行っています。

まず、乳幼児とその保護者の方には「よちよち食育教室」を実施し、簡単なおやつや離乳食を紹介しています。各保育所では紙芝居を使った「食育教室」を実施しており、中には親子で調理実習を行った保育所もあります。

次に小学校では、毎年入学式の後に、新入生と保護者の皆さまに対し「びかびか1年生事業」を実施しています。6年生にはバランスのとれた朝食づくりを中心とした「食育教室」(29年度は5年生と合同)を実施しています。昼食を兼ねて楽しく学習しています。また、中学生には、毎年1年生で強い骨と体づくりのための「コソ骨青春講座」を実施し、夏休みのボランティアキャンプでは、夕食作りを兼ねた「食育教室」を実施しています。

そして、これらの中には平成12年から継続している活動もあり、関係する皆さまのご協力に感謝申し上げます。私たちは引き続き、心身ともに健やかで充実した生涯を送るためには、子供の時からの健康的な心と体づくりが重要と考え、「**自分の健康は自分でつくる**」ことを実践できる子供たちが少しでも増えるようお願い活動してまいります。本年度も、ヘルスマイトの活動に対し皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先 大豊町食生活改善推進協議会(住民課健康づくり班)



計画的に年次有給休暇を取得しませんか



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

土日・祝日に年次有給休暇を組み合わせ、連休を実現する「**プラスワン休暇**」

労使協調のもと、年次有給休暇を組み合わせ、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が7.5ポイント高くなっています(平成27年)*。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。*就労条件総合調査

- 1) 導入のメリット

| | | | |
|-----|-------------------------|-----|--------------------------|
| 事業主 | 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。 | 従業員 | ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。 |
|-----|-------------------------|-----|--------------------------|
- 2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。
- 3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式 | 年次有給休暇の付与の方法 | 適した事業場、活用例 |
|---------|-----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式 | 全従業員に対して同一の日に付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与 | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用 |

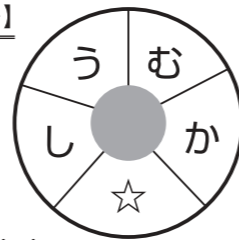
交通安全ニュース

高知東警察署本山警察庁舎 / 高齢者交通安全アドバイザー 上池
Traffic safety news ☎ 0887-76-0110



ちょっと脳トレ！【くるくる単語】

右の円の中に、ある単語が隠れています。☆に入る文字を推理し、どの位置から開始するかを考えながら単語を答えてね。



春の全国交通安全運動

平成30年4月6日(金)～4月15日(日)

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

高齢者宅合同訪問

毎月15日は「高齢者交通安全の日」

今月は、八畝地区の65歳以上の方のお宅を訪問します。役場、交通安全指導員、交通安全母の会のご協力の下、駐在所員と共に交通安全の呼びかけにお伺いしますので、ご協力宜しくお願いします！

実施日… 4月9日(月)

脳トレの答え…カルシウム

出産や手術での大量出血などの際のフィブリノゲン製剤 血液凝固IX因子製剤の投与により C型肝炎ウイルスに感染された方々へ

- C型肝炎訴訟について、感染被害者の方々の早期・一律救済のため、平成20年に特別措置法が制定、施行されました。
- 感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害拡大を防止できなかったことについて国の責任を認め、感染被害者と遺族の皆さまに心からお詫び申し上げます。
- 厚生労働省は、出産や手術での大量出血などの際に特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第IX因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染された方々との間で、この特別措置法に基づく給付金支給と和解を進めています。

【対象者】

獲得性の傷病(※1)について「特定フィブリノゲン製剤」や「特定血液凝固第IX因子製剤」の投与を受け、C型肝炎ウイルスに感染された方(※2)とその相続人

(※1): 妊娠中や出産、手術での大量出血、新生児出血症などが該当します。また、手術での腱・骨折片などの接着の際に、フィブリン糊として使用された場合を含む。(※2): 既に治癒した方、感染者からの母子感染で感染された方も含む。

【注意点】

- ◆ 給付金の支給を受けるためには、まず国相手に訴訟提起する必要があります。
- ◆ 給付金の請求期限が、2023年1月16日まで延長されました。
- ◆ 裁判で和解が成立するなどしたら、給付金の支給を請求してください。

詳しくは、厚生労働省 HP
<http://www.mhlw.go.jp>
をご覧ください。